

【参考資料1】

文京区地域福祉推進協議会の運営について

1 会議の公開

原則として、会議は公開とする。

2 会議開催の周知

会議の開催については、開催日の2週間程度前までに、日時、場所、傍聴者の定員その他必要な事項を、区報、区ホームページ及び区ツイッターに掲載し周知する。ただし、区報については、発行日、紙面の都合等により掲載が困難な場合にはこの限りではない。

3 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、原則として25名とする。ただし、会場の規模等の特段の理由がある場合は、会場の規模に応じて決定する。なお、文京区区議会議員は定員に含まないものとする。

傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。ただし、傍聴希望者が同伴の幼児(4か月以上就学前)の保育を希望する場合には、区が指定する日までに事務局に申し込むこととする。

4 傍聴者の遵守事項等

(1) 傍聴者は、以下の事項を遵守しなければならない。

- ① 傍聴時は、会長(部会長)の指示に従い、静穏に傍聴すること。
- ② 会場内では、発言したり、委員に発言を求めたりしないこと。また、委員の発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- ③ 貼り紙、ゼッケン、たすき、プラカード及び旗等を用いた示威的行為をしないこと。
- ④ 会議の迷惑になるような行為や行動をしないこと。
- ⑤ 携帯電話は、電源を切るかマナーモードを設定し、通話をしないこと。
- ⑥ 傍聴中の飲食及び喫煙をしないこと。
- ⑦ 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き慎むこと。
- ⑧ 会議の会場内において撮影、録音それに類する行為を行わないこと。
- ⑨ その他会議の進行を妨げるような行為や行動をしないこと。

(2) 傍聴者が前項の事項を遵守しない場合は、会長(部会長)は会議の円滑な運営を図るために、当該傍聴者の退室を求めることができる。

5 会議資料の取扱

会議資料は、傍聴者に対しても配付する。

会議資料は、会議終了後速やかに行政情報センターに行政資料として配架するとともに、区ホームページにも掲載し、公開する。

6 会議記録の取扱

- (1) 会議記録は、発言者名を表記した要点記録方式とし、会議名、開催日時、開催場所、委員欠席、発言内容、その他本協議会が必要と認めた事項を記載する。
- (2) 会議記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録は、会議資料とともに行政情報センターに行政資料として配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

7 委員の代理出席

委員の代理出席は原則として認めない。ただし、団体推薦による委員が、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、あらかじめ委員又は委員の属する団体の代表者からの届出により、代理出席を認めることとする。

なお、報酬については、代理出席した者に支払う。

8 委員の欠員

委員に欠員が生じた場合であっても、原則として補充は行わない。ただし、団体推薦による委員については、この限りでない。

9 その他

以上に掲げるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、本協議会において別に定める。